

令和元年度 法・条例を学ぶ講習会（水質編）

8月29日（木）第2回目の「法・条例を学ぶ講習会」が、コラボしが21の3階大会議室で開催されました。

今年の『水質編』では、水質に「関連する法・条例の概要」ということで、琵琶湖の水質を守るために、基本的な「水質に関する法・条例」や「事業者がしなければならないこと」について、ご説明いただきました。

皆様方のご意見では、「法や条例等に関して新しい知識を身に着けることができた。」「事故等の対応が役に立った。水質関連の法・条例の確認、復習ができた。」「工業用排水での具体的な対応策が役に立った。」などのご感想が多数寄せられました。

また、「特定施設に該当する場合は、何をしなければならないのか等の一覧がまとめにあると、今後活かせるのではないか。」「もう少し、詳しい内容や特例などの話が聞きたかった。」とのお声もありました。大変有意義な講習会となりました。ありがとうございました。

【プログラム】

- ◆開催日時 : 令和元年8月29日（木） 14:30～16:30
- ◆開催場所 : コラボしが21 3階 大会議室
- ◆講師 : 滋賀県 琵琶湖環境部 環境政策課 川口主任主事
- ◆受講者 : 83名
- ◆内容 : ①水質に関する法・条例の概要
②事業者がしなければならないこと
③参考資料（届出・相談窓口）
- ◆主催 : 公益社団法人 滋賀県環境保全協会
後援 : 滋賀県、大津市

▽川口講師の説明



▽セミナー風景

